

議第3号

B型肝炎・C型肝炎患者の救済を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成24年10月11日

提出者 文教厚生委員長 大西章英

徳島県議会議長 樫本 孝 殿

B型肝炎・C型肝炎患者の救済を求める意見書

わが国にはB型・C型肝炎感染者・患者が350万人いると推定され、その大半は集団予防接種の注射針・筒の使い回し、輸血、血液製剤の投与などの医療行為による感染が原因とされる。このような感染被害の拡大を招いたことに対する「国の責任」と、肝炎患者を救済する責務が明記された肝炎対策基本法が平成22年1月施行された。

しかし、今なお多くの患者が肝炎の進行と高い医療費負担などに苦しめられている。

「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が成立し、裁判を通じて補償・救済されるしくみができたが、カルテや明確な証明が必要なため、救済されるのはほんの一握りにすぎない。C型肝炎患者の9割以上を占める注射器の使い回しや輸血が原因の患者、母子感染ではないとの証明ができないB型肝炎の大半の患者には補償・救済のしくみがない。

このように現行法によって法的救済、補償を受けられる患者はごく一部であり、注射器の使い回し、輸血、薬害によるB型・C型肝炎患者に対して、いつでも、どこでも安心して治療を続けられるために、肝炎治療と生活を支える公的支援制度を確立することが求められている。

よって、国におかれては、肝炎対策基本法に基づいて、医原病によるB型・C型肝炎患者を救済するため、次の事項が実現されるよう、強く要請する。

- 1 肝炎対策基本法に基づき患者救済に必要な法整備、予算化をすすめ、B型・C型肝炎患者が適正な救済を受けられることを旨とした救済策を実施すること。
- 2 肝炎治療薬、検査費、入院費への助成をはじめ、肝炎治療費への公的支援制度を確立するとともに、肝硬変、肝がん患者への障害者手帳の交付基準を改善し、肝炎対策基本法が定めたB型・C型肝炎による肝硬変・肝がん患者への特別な支援策を講じること。
- 3 治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化などをはかること。
- 4 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、B型・C型肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかること。
- 5 医原病であるB型・C型肝炎による死亡者には一時金、感染者・患者には健康管理手当・支援金を支給する法制度の確立によって、持続的に治療を続けられる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
協力要望先
県選出国會議員

登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書

平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止を掲げ、地方自治体への事務・権限等の移譲など抜本的な改革を進めることが定められた。

こうした中、国の地域主権戦略会議において、出先機関改革の一環として、法務局の登記事務についても地方に移管すべき対象として検討されている。

言うまでもなく、国と地方の役割分担の抜本的な見直しは、真の地方自治の実現に欠くことのできない重要な課題であり、国から地方への税源移譲等による確実な財源措置の実現とともに、今後とも強力に推し進められなければならない。

しかしながら、法務局が担う登記制度は、安全な不動産取引を通じて国民の重要な財産を守り、国民の権利擁護に寄与するものであり、高い中立性・公正性が求められる。

また、登記事務の執行にあたっては、民法、会社法、民事訴訟法等の高度な法的専門知識・能力に基づく判断が求められており、地域によって運用に格差が生じることがないように配慮すべきであり、登記事務に従事する専門職員の教育や研修は、長期的な視点をもって、国が一元的・体系的に行う必要がある。

よって、国においては、法務局が担う登記の事務・権限等の地方への移譲に際しては、地方自治体の意向を十分に尊重するなど慎重に対応するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
法 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官
内閣府特命担当大臣(地域主権推進)
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員

議第5号

拙速な人権委員会設置法の制定等に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成24年10月11日

提出者

竹内資浩 岡本富治
杉本直樹 川正義
岸本泰治 西貴朗
児島多宏 岡笠勝
喜樫寺藤北南重三中來森扶森 丸藤有木元岡福嘉岩古達 井若田持南木田山見丸田田 国祐元益征章理博正美良 利二治生美生絵守之史代子

徳島県議会議長

樫本

孝殿

拙速な人権委員会設置法の制定等に反対する意見書

国は、去る9月19日に人権委員会設置法案及び人権擁護委員法の一部を改正する法律案を閣議決定し、再度閣議決定の上、次期臨時国会に提出する予定である。

この法案では、法務省の外局として人権委員会を設置し、人権侵害行為があった、あるいはその恐れがあるという認識に基づいて救済措置を行うこととなっているが、そもそも「人権侵害行為」の定義が不明確であるため、人権救済の名のもとに、人権委員会が自らの判断で表現活動に介入することができることから、恣意的に運用される危険性があり、憲法で保障された表現の自由の抑圧や逆に新たな人権侵害を引き起こす危険性があることを本県議会は以前から指摘しているところである。

こうした疑念や危惧は国民の間にも根強くあり、それが払拭されないまま今回、唐突に閣議決定されたことは誠に遺憾であり、法案提出は到底容認できるものではない。

よって、国においては、さまざまな問題をはらむ人権委員会設置法を拙速に制定すること等のないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

法 務 大 臣

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県選出国會議員

議第6号

国家秘密法（スパイ防止法）の一日も早い制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成24年10月11日

提出者

竹	内	資	浩	岡	本	富	治
杉	本	直	樹	川	端	正	義
岸	本	泰	治	西	沢	貴	朗
児	島	宏	勝	岡	井	佑	樹
喜	多	正	思	笠	若	国	利
樫	本	正	孝	丸	田	祐	二
寺	井	勝	邇	藤	持	元	治
藤	田	恒	豊	有	南	益	生
北	島	佳	也	木	木	征	美
南	清	俊	生	元	田	章	生
重	木	正	之	岡	山	理	絵
三	山	正	亨	福	見	博	守
中	代	正	雄	嘉	丸	正	之
来	田	博	文	岩	本	尚	史
森			博	森			樹

徳島県議会議長

樫本

孝殿

国家秘密法（スパイ防止法）の一日も早い制定を求める意見書

我が国におけるスパイ事件は、ゾルゲ事件を筆頭にラストボロフ事件、外務省スパイ事件、防衛庁秘密漏えい事件、レフチェンコ事件など枚挙にいとまがなく、ここ数年でも研究者がロシアに軍事転用可能な機密部品を渡したニコン事件や、デンソーの中国籍技術者による図面データの大量不正持ち出し事件などが発生している。

また最近でも、在日中国大使館一等書記官によるスパイ疑惑事件など、外国人によるスパイ活動が活発化し、機密情報の漏えいにあまりに無防備な国として国際的には「スパイ天国」とさえ言われてきた。

国の法整備としては、平成21年に軍事転用可能な技術や機密情報の海外流出防止と産業スパイの取り締まり強化を目的にした改正外為法と改正不正競争防止法が成立したほか、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法や自衛隊法、原子炉等規制法などに部分的な取り締まり規定はあるものの、スパイ行為を包括的に取り締まる法律はない。このため、例えば、日本で情報の不正持ち出しが行われたとしても、スパイ行為はおろか、窃盗罪に問うことさえできず、外国人登録法や出入国管理法違反などの軽い処罰しかできないのが現状である。

このように、個別法による対応はすでに限界に来ており、今こそスパイ行為を総合的かつ包括的に取り締まるための法整備が求められている。世界的にはほとんどの国がスパイ防止法を制定し、国家機密の保護を当然の責務としているにもかかわらず、日本だけが情報漏えいにより国益を損なう事態となることをいわずらに見過ごすことは許されない。

よって、国においては、国家の安全保障と国民生活の安心安全のため、実効性ある国家秘密法（スパイ防止法）の一日も早い制定を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
法 務 大 臣
外 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官
国家公安委員会委員長
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員